

学校体育施設開放事業の利用制限について（お知らせ）

令和3年9月30日をもち緊急事態宣言は解除になりましたが、学校開放事業を再開するには時期尚早と考える為、10月1日以降は段階的に学校開放事業の再開を行います。利用者の皆様には御不便をおかけしますが、ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

記

利用制限期間：令和3年10月1日～令和3年10月10日

制限内容：学校施設開放事業の停止

※10/11（月）以降は通常の開放事業を考えておりますが感染状況によっては継続して利用停止の判断もございます。

対象施設：村内各学校グラウンド・体育館

恩納村教育委員会社会教育課社会教育係 TEL098-966-1210 FAX098-966-8478

※赤間総合運動公園、コミュニティ広場、真栄田漁港グラウンドにつきましては、管理事務所へ問い合わせください。

赤間運動公園管理事務所 TEL098-966-2656 FAX098-966-8648